

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 8 号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和 4 1 年大和市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 未来政策部の項の前に次のように加える。

市長室	課長	所管に係る寄附金の収納事務
-----	----	---------------

別表第 1 市民経済・にぎわい創出部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(15) 所管に係る寄附金

別表第 1 環境共生部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(8) 所管に係る寄附金

別表第 1 健康・スポーツ部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(8) 所管に係る寄附金

別表第 1 あんしん福祉部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(9) 所管に係る寄附金

別表第 1 こども部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(5) 所管に係る寄附金

別表第 1 まちづくり部の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(5) 所管に係る寄附金

別表第 1 消防本部の項中「手数料」の次に「及び所管に係る寄附金」を加え、同表教育委員会の項委任する事務の範囲の欄に次の 1 号を加える。

(5) 所管に係る寄附金

別表第 6 株式会社神奈川銀行桜ヶ丘支店の項中「大和市福田 5 5 2 8 番地」を「大和市渋谷五丁目 2 2 番地」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の改正規定 公布の日

(2) 別表第 6 株式会社神奈川銀行桜ヶ丘支店の項の改正規定 令和 7 年 6 月 2 3 日